

## 【持続可能な地域づくりに向けた協同組合への支援強化】

### (要請内容)

(2) 2020年12月4日に「労働者協同組合法」が全会派・全会一致をもって可決・成立しました。労働者協同組合の活動を通じて、多様な就労の機会を創出し、また地域における多様な需要に応じた事業を実施することで、持続可能で活力ある地域社会の実現にもつながるものです。

また、コロナ禍において、廃業や雇止めが続く中、多様な雇用機会の創出が求められており、協同労働への期待も大きなものがあるものと考えます。国の政策(政省令等)と合わせ、本県においても以下の項目について早急に検討・実施されますよう要請します。

- ①労働者協同組合を所管する行政庁として、法施行までを準備期間と位置づけ、県庁内での横断的な組織(会議体)の立ち上げと学習・研修の実施。また、市町村をはじめ関係各団体への周知・広報・啓発の実施。
- ②行政サービスの委託を受けている事業者、協同組合的に活動している事業者等が法施行に合わせ「労働者協同組合法人」へのスムーズな移行がはかれるよう相談窓口の開設、相談体制の確立、指定管理者制度などの条例見直し。
- ③県・市町村、日本労働者協同組合連合会センター事業団埼玉事業本部との共同によるセミナー・研修会の開催。
- ④上記内容を取り組むための予算の確保。

(3) 現在、広島市が行っている「協同労働プラットフォーム事業」は、2014年から政策化されており、市民に「協同労働」を周知するためのフォーラムや協同労働組織の設立を支援するための各種セミナーや交流会、相談等の機能を通じて、現在25の団体を生み出し「高齢期の就労創出」と「まちづくり」に成果を上げています。

広島市は「高齢期の就労創出」に特化されていますが、この労働者協同組合法を活用し、全ての世代を対象とした就労政策と地域づくり政策として「協同労働プラットフォーム事業」の政策化を要請します。